

廃棄物に関連する法令等の改正状況

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）等

（１）廃棄物処理法の改正〔平成３０年４月施行〕

食品廃棄物の不正転売事件や、有害物質を含む雑品スクラップの輸出・国内保管火災、家電リサイクル制度形骸化の懸念を踏まえ、以下の見直しが行われた。

① 廃棄物の不適正処理への対応強化

許可取消業者への措置命令・排出事業者への通知義務、マニフェスト虚偽記載の罰則強化等

② 有害使用済機器の適正保管等の義務付け

鉛・ハロゲンなどを含む機器スクラップの屋内保管・流出防止を規定

③ 親子会社間における自ら処理の拡大

グループ内再資源化施設への自社廃棄物搬入を許容しリサイクルを後押し

（２）無害化処理基準の見直し〔令和３年８月施行〕

高度処理炉導入を阻む全量投入の要件の硬直性が指摘されたことから、規制を合理化した。

① 全量投入の要件を緩和し、無害化プロセスを部分投入でも認定可能に

② 一般廃棄物・産業廃棄物共通で高温熔融等の性能基準を統一

③ 地方自治体の許可事務を簡素化（設置許可審査項目の削減）

（３）手続ＤＸ・添付書類省略等〔令和６年１月施行／令和５年５月公布〕

行政手続きデジタル化法に合わせ、紙書類の添付負担を軽減した。

① 許可・届出の添付書類をワンセット提出で代替可（規則第２１条改正）

② 住基ネット・マイナンバー連携による本人確認において押印を不要化

③ 電子データ保存・電磁的交付を制度上明確化し、オンライン申請普及を促進

（４）電子マニフェスト最終処分報告の高度化〔令和９年４月全面施行／令和７年４月公布〕

最終処分量のブラックボックス化解消と資源循環量の見える化要求の高まりを受けて見直しが行われた。

① 処分方法ごとの処分量・再資源化量等の入力欄を新設

② 処分業者に報告義務を課し、排出事業者は追加情報を「再資源化等情報」として照会可能

③ 令和９年３月３１日までは任意項目で試行期間を確保しつつ、令和９年４月以降は完全義務化

（５）廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の変更〔令和７年２月公布〕

令和６年８月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合するよう、目標値を改定した。

2 関連計画等

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）

第三・四次計画が掲げてきた「環境・経済・社会の統合的向上」を土台に、循環経済（サーキュラーエコノミー）を“国家戦略”として前面に打ち出したのが、第五次計画の最大の特徴となっており、気候変動や生物多様性喪失への対策にとどまらず、産業競争力の強化・経済安全保障・地方創生・ウェルビーイング向上を同時に実現する成長戦略として位置づけられている。目標年度は令和12年度で、物質フロー10指標＋重点分野別指標を設定し、省庁横断で進捗点検を行う体制を新設した。

【5つの柱（重点分野）】

- 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

(2) 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月閣議決定）

3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組を基本理念として、廃棄物処理施設整備を推進する。

(3) 国土強靱化基本計画（令和5年7月閣議決定）

令和元年以降に頻発した線状降水帯豪雨・台風被害、南海トラフ巨大地震想定の深刻化、コロナ禍で露呈したサプライチェーン寸断リスク、そしてデジタル・グリーン移行を背景に、デジタルと地域力を最大限に生かす強靱化を掲げて全面改定を行った。脆弱性評価の結果を踏まえ、35の「起きてはならない最悪の事態」と6つの「事前に備えるべき目標」を整理し、12の個別施策分野と6つの横断分野（デジタル活用を新設）ごとに推進方針を再構築している。

(4) 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（令和5年4月策定）

災害廃棄物処理計画を見直す際や計画を策定する際に、「計画に記載しておくべき事項」「計画の実効性を向上させるために重要な事項」について確認するためのガイドラインであり、計画の点検項目を詳細化、仮置場確保・早期撤去プロセスを明文化している。

3 関連法

(1) 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）（令和元年10月施行／令和7年3月基本方針策定）

本法は、国・自治体・事業者・消費者が連携して「まだ食べられる食品」の廃棄を削減する国民運動の枠組みを定めるものである。令和7年3月25日に第2次基本方針が策定され、事業系食品ロスの削減目標は平成12年度比6割削減へと引き上げられた。家庭系食品ロスは50%削減の目標の早期達成を目指すとし、DXの活用、災害備蓄食品の循環利用、フードバンク支援などが新規・拡充事項として位置づけられ、自治体の推進計画にも反映が求められている。

(2) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（平成13年5月施行／令和7年3月基本方針策定）

食品関連事業者が発生抑制や再生利用を進める枠組みである本法は、令和7年3月14日に基本方針が策定された。新方針では、事業系食品ロスの削減目標について平成12年度比6割削減の目標が定められたほか、食品製造業95%、卸売業75%、小売業65%、外食産業50%という令和11年度までの再生利用率目標が示されたうえ、地域循環共生圏の形成を掲げ、発生抑制から飼料化・エネルギー利用までを包括的に支援する方向性が打ち出された。

(3) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）（令和4年4月施行）

本法は、設計・使用・回収・再資源化の全段階でプラスチック資源循環を推進する法律であり、自主回収・再資源化事業計画の認定件数は令和7年6月時点で73件に到達した。令和8年度からは認定事業報告の完全電子化が予定されている。

(4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（平成12年4月完全施行）

家庭から出される容器包装廃棄物を再商品化できるよう、消費者は「分別排出」、市町村は「分別収集・選別保管」、事業者は「再商品化」することを定めている。令和6年3月29日の改正で、契約書や実績報告書の電子保存・電磁的交付が解禁され、紙保存義務が撤廃された。